

○学校法人皇學館役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人皇學館寄附行為（以下「寄附行為」という。）第7条に規定する役員（法人の職員が兼ねる役員を除く。以下同じ。）及び寄附行為第7条第2項に規定する評議員（法人の職員が兼ねる評議員を除く。以下同じ。）の報酬等、退職金並びに費用に関し、必要な事項を定める。

（役員及び評議員の報酬等）

第2条 理事長及び常務理事の報酬等（報酬、賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。）は、以下の範囲内で、理事会にてあらかじめ承認を得た年間報酬等総額を支給する。なお、理事長及び常務理事の報酬等には、学校法人皇學館職員給与規程に基づくものは含まない。

（1）報酬 別表第1に定める額

（2）賞与 別表第1に定める報酬（月額）に別表第2の加算額を加え、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の210を乗じて得た額

2 副理事長、理事、監事における報酬の額は、別表第3に定めるとおりとする。

3 評議員の報酬の額は、別表第4に定めるとおりとする。

（報酬の支払）

第3条 理事長及び常務理事の報酬、監事の監査業務及び評議員の報酬は、月額支払いとし、一般職員の給与の支払いの例によるものとする。

2 副理事長及び理事の報酬、監事の監査業務以外の報酬は、年額支払いとし、12月に支払う。ただし、副理事長及び理事が任期の途中で交替したときは、月割り計算によるものとし、前任者には退任のときに支払う。

（賞与の支払）

第3条の2 理事長及び常務理事の賞与は、6月及び12月の支払いとし、一般職員の手当の支払いの例によるものとする。

（退職金の支払）

第4条 理事長及び常務理事の退職金については、学校法人皇學館退職手当規程第3条に準ずるものとする。

2 副理事長、理事、監事及び評議員には、退職金は支給しない。

（費用の支払）

第5条 役員及び評議員が、理事会又は常勤理事会若しくは評議員会に出席（書面での出席を除く。）し、若しくはその職責に基づき、本法人の用務のために旅行する場合には、学校法人皇學館旅費計算基準に基づき旅費を支給するものとする。

2 役員及び評議員に対する旅費は、国家公務員の指定職に相当する金額を支給する。

3 理事長及び常務理事は、住居費及び通勤費を学校法人皇學館給与細則の規定を準用して支給する。

（公表）

第5条の2 本規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成8年10月11日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定は平成7年11月26日から、並びに第4条第1項の規定は施行日現在の理事長及び常駐常任理事が現役職に就任した日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 理事長及び常務理事の報酬

役 職 名	報酬（月額）
理事長	100 万円
常務理事	70 万円

別表第2 理事長及び常務理事の賞与加算

役 職 名	加算内容	加算額
理事長・常務理事	役職加算	報酬（月額）の 20%
	管理職加算	報酬（月額）の 25%

別表第3 副理事長、理事、監事の報酬

役 職 名	報酬（年額）
副理事長	40 万円
理 事	30 万円
監 事	10 万円

ただし、監事が来学して、法人の財産状況及び業務執行状況についての監査業務に携わったときは、1回につき2万3千円を支給する。

別表第4 評議員の報酬

役 職 名	報酬
評議員	評議員会に出席（書面での出席を除く） 1回につき1万円
	その他法人の用務 1日につき1万円